

昭和病院企業団脱退に伴う財産処分について

平成29年3月31日をもって武蔵村山市が昭和病院企業団から脱退することに伴う財産処分を下記のとおりとすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により議決を求める。

記

武蔵村山市が昭和病院企業団に対して負担する金額

278,052千円